

平成29年12月7日（木曜日）

美里町議会議会運営委員会会議録

平成29年度美里町議会議会運営委員会会議録

---

平成29年12月7日(木曜日)

---

出席委員(6名)

委員長	大橋 昭太郎 君	
副委員長	藤田 洋一 君	
委員	福田 淑子 君	櫻井 功紀 君
	我妻 薫 君	橋本 四郎 君

---

欠席委員(なし)

---

委員外議員	平吹 俊雄 君
議長	吉田 眞悦 君

---

説明のため出席した者

町長部局

総務課長	伊勢 聡 君
企画財政課長	佐々木 義則 君

---

議会事務局職員出席者

議会事務局長	吉田 泉 君
事務局次長兼議事調査係長	高橋 美樹 君

---

平成29年12月7日(木曜日) 午前9時30分 開会

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 議長からの諮問

美里町議会12月会議について

- 1) 議案等について

行政報告 2 件

議案 2 1 件（条例 1 0 件、補正予算 7 件、その他 4 件）

2 ) 一般質問の発言順序について 4 人

3 ) 会議の期間及び議事日程について

期間 1 2 月 1 2 日（火）～ 1 4 日（木）3 日間（別紙のとおり）

4 ) 陳情、要請等

4 その他

5 閉 会

午前9時30分 開会

委員長（大橋昭太郎君） どうも、おはようございます。

任期中最後の定例会議となる12月会議に向けての議会運営委員会でございます。いろいろと任期中の思いもございますし、これからいろいろ最後の定例会議ということへの思い入れもあるかと思いますが、どうぞ大変スムーズに進むように御審議いただければと思います。よろしくお願いいたします。

当委員会、全員出席ですので、委員会は成立いたしております。

なお副議長には、委員外議員として出席をいただいております。

それでは早速、議長からの諮問ということで行政報告からの説明をお願いしたいと思います。

総務課長（伊勢 聡君） 改めまして、おはようございます。

議会12月会議におきましてもどうぞ御指導、御助言等よろしくお願い申し上げます。

それでは、着座して説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、行政報告2点でございます。

1点目でございますが、美里町の空間放射線量等の測定結果について御報告申し上げるものでございます。平成29年9月会議で報告した以降の平成29年8月1日から今年11月30日までの最新の空間放射線量等の測定結果を御報告申し上げます。

行政報告の2点目でございますが、本町と石巻市が原子力災害時における石巻市民の広域避難に関する覚書を締結いたしましたので、御報告申し上げます。国が制定をいたしました原子力災害対策指針では、原子力発電所からおおむね30キロメートル圏内の自治体へ広域避難計画の策定を求めており、これに基づき石巻市では平成29年3月に原子力災害時における石巻市広域避難計画を策定いたしました。この計画における避難対象住民は約15万人にも上るため、宮城県が実施した石巻市の住民の避難先となる自治体の調整において、県内のUPZ外の自治体のみで避難先を確保することは極めて困難であったことから、UPZ自治体である本町も石巻市の避難者を受け入れることといたしまして、平成29年12月1日に石巻市と原子力災害時における石巻市民の広域避難に関する覚書を取り交わしたところでございます。この協定書では、石巻市広域避難計画に基づき行う石巻市民の広域避難を円滑に実施するために必要な事項を定めているものでございます。

なお、この行政報告の資料でございますが、協定書の写しを執行部といたしましては本会議初日の朝にお配りさせていただきたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願いしたいと思います。

以上でございます。

委員長(大橋昭太郎君) よろしいですか。この協定書、本会議初日ということですが、よろしいですか。(「はい」の声あり)

それでは、議案についてお願いいたします。

総務課長(伊勢 聡君) それでは議案の御説明をさせていただきます。

初めに、議案書1ページ、資料編については1ページから5ページでございます。

議案第31号美里町課設置条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

高齢者が健康で元気に暮らせるよう、また、介護が必要となった場合においても適切なサービスが受けられるよう、これまで以上に迅速かつ専門的に対応できる体制を整え、支援を充実させることが必要不可欠と判断し、新たに長寿支援課を設置するものであります。

あわせて、美里町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会条例及び美里町老人ホーム入所判定委員会条例の一部について、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、本会議におきまして総務課長から御説明申し上げます。

以上でございます。

委員長(大橋昭太郎君) 何かございますか。よろしいですか。(「はい」の声あり)

それでは、次お願いいたします。

総務課長(伊勢 聡君) 次に、議案書2ページ、資料編6ページから8ページでございます。

議案第32号美里町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

人事院は、平成29年8月8日に国会と内閣に対し、国家公務員給与の改定を勧告いたしました。また、国においては一般職の職員の給与改定を受け、内閣総理大臣等の特別職の職員の期末手当の年間支給月数を年間で3.3月分と改定いたしております。本町におきましても国に準じ、議会の議員の期末手当の支給月数について改定を行うものであります。

なお、平成29年11月24日に美里町特別職の職員の報酬等審議会を開催し、期末手当の改定について諮問したところ、異議がない旨の答申をいただいていることを申し添えます。

詳細につきましては、本会議において総務課長から御説明申し上げます。

以上でございます。

委員長(大橋昭太郎君) よろしいですか。(「はい」の声あり)

それでは、次お願いいたします。

総務課長(伊勢 聡君) 次に、議案書3ページ、資料編につきましては9ページから12ペー

ジでございます。

議案第33号美里町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

人事院は、平成29年8月8日、国会と内閣に対し国家公務員給与の改定を勧告いたしました。また、国においては一般職の職員の給与改定を受け、内閣総理大臣等の特別職の職員の期末手当の年間支給月数を年間で3.3月分と改定いたしております。本町におきましても国に準じ、町長、副町長及び教育委員会教育長の期末手当の支給月数について、改定を行うものでございます。

なお、平成29年11月24日に美里町特別職の職員の報酬等審議会を開催し、期末手当の改定について諮問したところ、異議がない旨の答申をいただきましたことを申し添えます。

詳細につきましては、本会議におきまして総務課長から御説明申し上げます。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 次に、議案書4ページ、資料編につきましては13ページと14ページでございます。

議案第34号美里町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例について提案理由を御説明申し上げます。

人事院は、平成29年8月8日、国会と内閣に対し、国家公務員給与の改定を勧告いたしました。また、国においては一般職の職員の給与改定を受け、内閣総理大臣等の特別職の職員の期末手当の年間支給月数を年間で3.3月分と改定いたしております。本町におきましても国に準じ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により、なお従前の例により在職する教育長の期末手当の支給月数について改定を行うものであります。

なお、平成29年11月24日に美里町特別職の職員の報酬等審議会を開催し、期末手当の改定について諮問したところ、異議がない旨の答申をいただきましたことを申し添えます。

詳細につきましては、本会議におきまして総務課長から御説明申し上げます。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 次に、議案書 5 ページ、資料編につきましては15ページから48ページでございます。

議案第35号美里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

人事院は、平成29年 8 月 8 日、国会及び内閣に対し、国家公務員給与と民間給与との格差を埋めるため、給料表の水準を引き上げるとともに、勤勉手当を年間0.1月分引き上げることとする内容の勧告を行いました。本町においては、これまで人事院勧告に準じて給与改定を行ってきております。このたびも人事院勧告に準じ、町の一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の支給月数等について改定を行うものであります。

詳細につきましては、本会議において総務課長から御説明申し上げます。

委員長（大橋昭太郎君） 橋本委員。

委員（橋本四郎君） 直接は関係ないですけども、号俸ありますけれども、これは 5 ページ。私も公務員だったからいろいろ、1号俸とか2号俸とか級によって上がり方が違いますけれども、一般には昇給の場合には1級に1号ですか、2号ですか、賃金上がるのは。

総務課長（伊勢 聡君） 現在は4号です。（「4もあるんですか」の声あり）旧1号俸が現在は4号区分になってございまして、前は年間4回に分けて昇給がございましたが、今は年1回ということでございます。

委員（橋本四郎君） ごめんなさいね、それは5ページの1級部分、14万2,600円で働いている人が1年後になると14万6,000円に上がる、こういうことですね。（「定期昇給です」の声あり）定期昇給ね。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。

委員（橋本四郎君） はい。

委員長（大橋昭太郎君） ほかにございせんか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） それでは、議案書24ページ、資料編につきましては49ページから54ページでございます。

議案第36号美里町税条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）及び所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）が平成29年3月31日に、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第239号）が平成29年9月15日にそれぞれ公布されたこと

に伴い、「控除対象配偶者」が「同一生計配偶者」に改められたことから、引用する条例の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、本会議におきまして税務課長から御説明申し上げます。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 次に、議案書26ページ、資料編につきましては55ページと56ページでございます。

議案第37号美里町公園条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

平成26年5月1日から供用を開始している駅東1号公園と平成26年6月1日に供用を開始している駅東3号公園について、別表に追加するものでございます。

使用開始にあわせ、速やかに条例の改正を行わなければならないところではございましたが、改正を失念し、今回の提案となってしまいました。大変このことにつきましては申しわけございませんでした。

所在地などの詳細につきましては、改正案に記載のとおりでございます。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 次に、議案書27ページ、資料編につきましては57ページから60ページでございます。

議案第38号美里町障害者計画策定委員会条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）が平成28年6月3日に公布され、平成30年4月1日から施行されることに伴い、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部が改正されることから、所要の改正を行うものであります。

改正児童福祉法では、市町村において新たに障害児福祉計画を策定することとされます。この障害児福祉計画の策定については、障害福祉計画と一体のものとして作成することができるものとされており、このことから本町では美里町障害者計画、美里町障害福祉計画及び美里町障害児福祉計画の3つの計画を一体的に策定することとし、美里町障害者計画等策定委員会に

において調査審議等をいただくこととするものであります。

詳細につきましては、本会議におきまして健康福祉課長から御説明申し上げます。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 次に、議案書29ページ、資料編につきましては61ページと62ページでございます。

議案第39号美里町保育所入所児童選考委員会条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

美里町保育所入所児童選考委員会の所掌事務が、町長から保育所への児童の入所に係る諮問に応じ、規則で定める選考基準に基づき調査審議し、選考結果を答申することであることを明確にするものであります。

詳細につきましては、本会議におきまして子ども家庭課長から御説明申し上げます。

以上です。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 次に、議案書30ページ、資料編につきましては63ページと64ページでございます。

議案第40号美里町地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）が平成29年6月5日に公布され、平成30年4月1日から施行されることに伴い、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部が改正されることから所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） それでは、議案第41号から議案第47号につきましては、企画財政課長から御説明申し上げます。

企画財政課長（佐々木義則君） 企画財政課の佐々木です。本議会につきましてもよろしくお願ひいたします。

それでは、補正予算について御説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

それでは、議案第41号平成29年度美里町一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。議案書につきましては31ページから、資料編については65ページからとなります。

予算本文第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,335万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億6,298万6,000円といたしました。

今回の補正予算の主なものは、人事院勧告に伴う給与改定の実施による特別職及び一般職の職員の人件費並びに議員の人件費に係る補正を初め、当初予算成立後の状況変化による必要な予算を追加または減額補正するものでございます。

詳細については、事項別明細書のほうで御説明申し上げます。議案書52、53ページからになります。

歳出について御説明申し上げます。

1款議会費32万6,000円追加いたしました。1項議会費の議会費に32万6,000円追加いたしました。

2款総務費に3,946万4,000円追加いたしました。1項総務管理費の財産管理費に減債基金積立金2,963万円追加し、次のページになりますが諸費で住宅取得支援交付金179万4,000円減額、定住促進補助金380万円追加いたしました。

次に、56、57ページになりますが、3項戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳費に住民基本台帳システム改修業務委託料219万3,000円追加いたしました。

次に、58、59ページになります。

3款民生費に1億1,311万4,000円追加いたしました。1項社会福祉費の社会福祉総務費に臨時福祉給付金事業補助金精算返還金128万4,000円、次のページになりますが、障害者及び障害児福祉費に更生医療扶助費660万円、障害者総合支援給付費7,600万円、障害児通所支援給付費1,020万円、次のページになりますが、介護保険費に介護関連施設整備事業補助金186万3,000円、それぞれ追加いたしました。障害者総合支援給付費を初め扶助費の追加につきましては、年度途中にサービス利用者が増加したことによるものでございます。介護関連施設整備事業補助金につきましては、グループホームの定員を増員する施設の整備に対する補助でございます。こちらにつきましては、新規事業ということで資料編の66ページのほうに実施計画等の資料を提出させていただいております。

次に、2項児童措置費の児童福祉総務費に他市町保育所委託料131万2,000円、地域型保育給付費負担金257万5,000円をそれぞれ追加いたしました。

次に、議案書66、67ページになります。

4款衛生費に619万6,000円追加いたしました。1項保健衛生費の保健衛生総務費に大崎市民病院救命救急センター運営費負担金608万2,000円の追加が主なものでございます。これは平成29年度の負担金の額が確定したことによるものでございます。

次に、68、69ページ、6款農林水産業費に61万7,000円追加いたしました。1項農業費の農業振興費に農業経営法人化等支援事業補助金80万円の追加が主なものでございます。新たに2つの農業経営法人を支援するものでございます。

次に、70、71ページになります。

7款商工費で117万1,000円減額いたしました。1項商工費の商工振興費で企業誘致奨励金46万円、消費者行政推進費で消耗品費78万1,000円、それぞれ減額いたしました。

続きまして72、73ページになります。

8款土木費に534万3,000円追加いたしました。2項道路橋りょう費の道路橋りょう維持費に道路管理業務委託料600万円を追加し、4項都市計画費の公共下水道事業費で下水道事業会計公共下水道事業補助金112万6,000円減額いたしました。

続きまして、74、75ページ、9款消防費に10万4,000円追加いたしました。1項消防費の災害対策費に10万4,000円追加いたしました。

続きまして、76、77ページ、10款教育費に514万6,000円追加いたしました。1項教育総務費の事務局費にスクールバス事業の修繕料71万7,000円追加いたしました。

次に、78、79ページになりますが、2項小学校費の学校管理費に施設管理燃料費143万9,000円追加いたしました。

次に、3項、80、81ページになりますが、中学校費の学校管理費に不動堂中学校体育館照明灯交換工事請負費120万円追加いたしております。

次に、議案書飛びまして86、87ページになります。

11款公債費で1,578万5,000円減額いたしました。1項公債費の利子で長期債償還利子1,488万5,000円減額いたしました。長期債償還利子につきましては、平成18年度借り入れ分の10年利率見直し及び平成28年度分の借り入れ実績に伴う減額でございます。

以上歳出でございます。

次に、歳入について申し上げます。議案書46、47ページになります。

1款町税に1万8,000円追加いたしました。4項町たばこ税に町たばこ税滞納繰越分1万8,000円追加いたしました。

8 款地方特例交付金で6,000円減額いたしました。1 項地方特例交付金で減収補てん特例交付金6,000円減額いたしました。

9 款地方交付税に6,068万3,000円追加いたしました。1 項地方交付税に普通交付税5,162万9,000円、震災復興特別交付税905万4,000円、それぞれ追加いたしました。普通交付税につきましては、平成29年度の交付額が確定したことから追加するものでございます。

11 款分担金及び負担金で107万9,000円減額いたしました。2 項負担金の民生費負担金で保育所保育料107万9,000円減額いたしました。

12 款使用料及び手数料に59万5,000円追加いたしました。1 項使用料の民生使用料に保育所保育料59万5,000円追加いたしました。

13 款国庫支出金に5,248万8,000円追加いたしました。1 項国庫負担金の民生費国庫負担金に障害者総合支援給付費負担金3,800万円、自立支援医療給付費負担金330万円、障害児保護費負担金510万円追加いたしました。2 項国庫補助金の総務費国庫補助金に社会保障・税番号制度システム整備費補助金219万2,000円追加いたしました。

続きまして、議案書48、49ページになります。

14 款県支出金に2,628万8,000円追加いたしました。1 項県負担金の民生費県負担金に障害者総合支援給付費負担金1,900万円の追加が主なものでございます。

17 款繰入金に1,866万8,000円追加いたしました。1 項特別会計繰入金の国民健康保険特別会計繰入金に国民健康保険特別会計繰入金522万7,000円追加いたしました。

次に、50、51ページになります。

2 項基金繰入金に財政調整基金繰入金1,194万円追加いたしました。

18 款繰越金に3,425万8,000円追加いたしました。

19 款諸収入で5万5,000円減額いたしました。4 項雑入の納付金で狂犬病の予防注射個人負担金81万6,000円減額し、雑入の広域活動基盤推進事業支援助成金50万円を追加いたしました。

20 款町債で3,850万4,000円減額いたしました。1 項町債の臨時財政対策債で臨時財政対策債3,650万4,000円、教育債で合併特例事業債(文化会館改修事業)に200万円、それぞれ減額いたしました。臨時財政対策債につきましては確保可能額が確定したことによる減額、合併特例事業債につきましては事業費が確定したことによる減額でございます。

続きまして、議案書37ページになります。

予算本文第2条繰越明許費につきましては、町営住宅整備に係る実施設計及び地質調査について平成29年度内に事業が終了する見込みが立たないことから、平成30年度に繰り越しするも

のでございます。

続きまして、議案書38、39ページになります。

予算本文第3条債務負担行為の補正につきましては、議会映像配信システム業務委託料を初め30件について、それぞれ債務負担行為の期間及び限度額を追加するものでございます。

続きまして、議案書41ページになりますが、予算本文第4条地方債の補正につきましては、臨時財政対策債及び合併特例事業債について限度額を変更するものでございます。

以上、補正予算の概要となります。よろしくお願いたします。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次お願いたします。

企画財政課長（佐々木義則君） それでは、議案第42号平成29年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。議案書は88ページから、資料編につきましては67ページとなります。

予算本文第1条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,149万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億7,029万6,000円といたしました。

今回の補正予算の主なものは、療養給付費と交付金の減額及びこれまでの実績を見込んだ平成29年度の補てん給付費の減額、並びに平成28年度の療養給付費等負担金等の確定による精算返還金の追加が主なものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で申し上げます。議案書100ページ、101ページになります。

初めに、歳出について御説明申し上げます。

1款総務費で14万6,000円減額いたしました。1項総務管理費の一般管理費に15万2,000円追加し、2項賦課徴収費で29万8,000円減額いたしました。これは、番号制度に伴う国民健康保険システム改修業務委託料の追加で、電算業務委託料の契約完了に伴う減額でございます。

2款保険給付費で5,023万円減額いたしました。1項療養諸費の退職被保険者等療養給付費で退職被保険者等療養給付費負担金5,253万円、退職被保険者等療養費で退職被保険者等療養費負担金70万円、それぞれ減額いたしました。高額療養費の一般被保険者高額療養費に一般被保険者高額療養費負担金1,000万円追加し、退職被保険者等高額療養費で退職被保険者等高額療養費負担金700万円減額いたしました。これは一般被保険者高額療養費負担金に不足が見込まれること、退職被保険者等については被保険者の減少から保険給付についても減少が見込まれることから減額するものでございます。

11款諸支出金に2,888万円追加いたしました。1項償還金及び還付加算金の一般被保険者保険税還付金に遡及喪失世帯還付金55万円、償還金に療養給付費等負担金精算返還金2,114万1,000円、特定健康診査等負担金精算返還金98万1,000円、2項操出金の他会計操出金に一般会計操出金522万7,000円の追加が主なものでございます。

続きまして、歳入について申し上げます。議案書98、99ページになります。

3款国庫支出金に410万円追加いたしました。1項国庫負担金の療養給付費等負担金に320万円追加いたしました。2項国庫補助金の普通調整交付金に90万円追加いたしました。4款療養給付費等交付金で8,832万2,000円減額いたしました。1項療養給付費等交付金で8,832万2,000円減額いたしました。

6款県支出金に60万円追加いたしました。2項県補助金の県財政調整交付金に60万円追加いたしました。

7款共同事業交付金に307万2,000円追加いたしました。1項共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金に307万2,000円追加いたしました。

9款繰入金で5,881万9,000円減額いたしました。1項他会計繰入金の一般会計繰入金で職員給与費等繰入金14万6,000円、2項基金繰入金で財政調整基金繰入金5,867万3,000円、それぞれ減額いたしました。

10款繰越金に1億1,787万3,000円追加いたしました。

以上、補正予算の概要となります。よろしくお願いいいたします。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次お願いいいたします。

企画財政課長（佐々木義則君） 議案第43号平成29年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。議案書104ページから、資料編につきましては68ページとなります。

予算本文第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ121万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億409万5,000円といたしました。

今回の補正予算の主なものは、平成28年度後期高齢者医療特別会計決算額の確定により一般会計繰出金が生じたものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

まず、歳出について申し上げます。議案書115、116ページになります。

4款諸支出金に121万6,000円追加いたしました。1項操出金の他会計繰出金に一般会計繰出

金121万6,000円追加いたしました。

次に歳入について申し上げます。議案書113ページ、114ページとなります。

3款繰入金に事務費繰入金1,000円、4款繰越金に繰越金121万5,000円それぞれ追加いたしました。

続きまして、議案書108ページになります。

予算本文第2条債務負担行為につきましては、後期高齢者医療広域連合窓口端末等借上料について債務負担行為の期間及び限度額を定めるものでございます。

以上、補正予算の内容となります。よろしくお願いたします。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次お願いたします。

企画財政課長（佐々木義則君） 議案第44号平成29年度美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。議案書117ページからとなります。資料編につきましては69ページとなります。

予算本文第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ169万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億1,177万7,000円といたしました。

今回の補正予算の主なものは、介護保険システム改修業務委託料の追加及びこれまでの実績を見込んだ平成29年度の派遣業務等の追加、並びに包括的支援事業費における人件費の追加でございます。

詳細につきましては事項別明細書で御説明申し上げます。

まず、歳出について御説明申し上げます。議案書129、130ページとなります。

1款総務費に109万1,000円追加いたしました。1項総務管理費の一般管理費に介護保険システム改修費109万1,000円追加いたしました。

2款保険給付費に49万2,000円追加いたしました。6項特定入所者介護サービス等費に特例特定入所者介護サービス給付費負担金29万6,000円、特定入所者介護予防サービス給付費負担金19万6,000円、それぞれ追加いたしました。

3款基金積立金で14万6,000円減額いたしました。1項基金積立金で介護給付費準備基金積立金14万6,000円減額いたしました。

4款地域支援事業費に25万8,000円追加いたしました。3項包括的支援事業費・任意事業費の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費に包括的支援事業費職員人件費25万8,000円追加いたしました。

次に、歳入について御説明申し上げます。議案書127、128ページになります。

3 款国庫支出金に62万2,000円追加いたしました。1 項国庫負担金の介護給付費負担金に9万円追加いたしました。2 項国庫補助金の介護給付費調整交付金に介護給付費調整交付金3万円、地域支援事業交付金に包括的支援事業・任意事業交付金7万円、介護保険事業補助金に介護保険事業補助金43万2,000円、それぞれ追加いたしました。

4 款支払基金交付金に13万7,000円追加いたしました。1 項支払基金交付金の介護給付費交付金に介護給付費支払基金交付金13万7,000円追加いたしました。

5 款県支出金に20万4,000円追加いたしました。1 項県負担金の介護給付費負担金に介護給付費負担金6万9,000円、2 項県補助金の地域支援事業交付金に包括的支援事業・任意事業県交付金3万5,000円、それぞれ追加いたしました。

7 款繰入金に83万2,000円追加いたしました。1 項一般会計繰入金の一般会計繰入金に介護給付費一般会計繰入金6万1,000円、事務費等一般会計繰入金65万9,000円、地域支援事業繰入金に包括的支援事業・任意事業繰入金11万2,000円、それぞれ追加いたしました。

以上、補正予算の概要となります。よろしくお願ひいたします。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次お願ひいたします。

企画財政課長（佐々木義則君） 議案第45号平成29年度美里町水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。議案書につきましては131ページから、資料編につきましては70ページとなります。

今回の補正予算につきましては、収益的収支についての補正でございます。初めに、第2条予算第3条に定めた収益的収支の支出について申し上げます。

1 款水道事業費用で19万9,000円減額いたしました。1 項営業費用の1 目原水及び浄水費に職員人件費8万2,000円追加いたしました。2 目配水及び給水費に職員人件費9万9,000円追加いたしました。4 目業務費に職員人権費16万5,000円追加し、賃借料124万6,000円減額いたしました。賃借料の減額につきましては、現在導入しております上下水道料金調定・収納システムの契約期間が平成29年12月31日で終了することから、事業者の募集及び選定、システム導入などについて作業を進めなければならないところでありましたが、当初想定していた業務スケジュールよりも課題整理や資料作成等の業務に時間を要してしまい、また水道事業の課題ともなっております水道料金の未納整理に係る業務が重なったこともあり、期限までにシステムの更新をすることができない見通しとなりました。このため、現在のシステムの使用を平成31年3月

31日まで延長し、その期間にシステム業者の募集及び選定を行い、平成31年4月から新しい上下水道料金調定・収納システムを導入したいことから、平成30年1月から平成31年3月まで再リース契約を締結するものでございます。再リース契約につきましては、当初の契約リース料と比較して金額が安くなることから減額するものであります。5目総係費に職員人件費70万1,000円追加いたしました。なお、職員人件費の補正は、給与改定及び市町村職員共済組合負担金の改定に伴う補正でございます。これらにより収益的支出合計を7億1,088万8,000円といたしました。

次に、第3条予算第5条に定めた債務負担行為の補正につきましては、水道施設電気設備保守点検業務委託料について債務負担行為の期間と限度額を追加するものでございます。また、上下水道料金調定・収納システム賃借料について、債務負担行為の期間と限度額を変更するものでございます。上下水道料金調定・収納システム賃借料の期間と限度額の変更につきましては、先ほど申し上げましたとおり平成29年12月31日で契約期間が終了する現在のシステムについて更新することができない見通しであることから、現行のシステムの賃借期間を平成31年3月31日まで延長するため、債務負担行為の期間を平成30年度に、限度額を165万1,000円に変更するものでございます。

以上の補正に伴い、第4条予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費について職員給与費を104万7,000円追加し、4,791万円に改めております。

以上、補正予算の内容となります。よろしくお願ひいたします。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次お願ひいたします。

企画財政課長（佐々木義則君） 議案第46号平成29年度美里町病院事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

委員長（大橋昭太郎君） 暫時休憩いたします。再開は10時35分といたします。

午前10時24分 休憩

---

午前10時35分 再開

委員長（大橋昭太郎君） 再開いたします。

引き続きお願ひいたします。

企画財政課長（佐々木義則君） 引き続きまして、議案第46号平成29年度美里町病院事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。議案書138ページから、資料編につきまして

は71ページとなります。

今回の補正につきましては、業務の予定量、収益的収支、資本的収支、職員給与費、債務負担行為の補正予算でございます。

第3条予算第3条に定めた収益的収支の支出について御説明申し上げます。1款病院事業費用で697万円減額いたしました。1項医業費用1目給与費で600万1,000円減額いたしました。これは4月の人事異動、給与改定及び市町村職員共済組合負担金の改定に伴う補正でございます。2項医業外費用の1目支払利息及び企業債取扱諸費で96万9,000円減額いたしました。これは支払利息の確定に伴うものであります。これにより病院事業費用合計を7億3,773万3,000円といたしました。

次に、4条予算第4条の資本的収支の支出について申し上げます。1款資本的支出で164万3,000円減額いたしました。1項建設改良費の1目有形固定資産購入費で入札の執行残などにより164万3,000円減額いたしました。これにより資本的支出合計を1億709万5,000円といたしました。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額及び補てん財源の過年度分損益勘定留保資金等をそれぞれ164万3,000円減額し、3,012万7,000円と改めております。

以上の補正に伴い、第2条予算第2条に定めた業務の予定量、第5条予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、職員給与費の補正についてあわせて補正をしております。また、第6条予算第12条に定めた債務負担行為につきましては、自家用電気工作物保安業務委託料を初め7件について、全部で債務負担行為の期間及び限度額を追加するものでございます。

以上、補正予算の内容となります。よろしく願いいたします。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次お願いいたします。

企画財政課長（佐々木義則君） 議案第47号平成20年度美里町下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。議案書145ページから、資料については72ページとなります。

今回の補正につきましては、収益的収支、資本的収支、債務負担行為、議会の議決を経なければ流用することができない経費、他会計からの補助金についての補正予算でございます。

初めに、第2条予算第3条に定めた収益的収支の収入について申し上げます。1款公共下水道事業収益で37万7,000円減額いたしました。1項営業収益の2目雨水処理負担金で1万1,000円減額いたしました。2項営業外収益の3目他会計補助金で111万4,000円減額し、4目長期前受金戻入に74万8,000円追加いたしました。

2 款農業集落排水事業収益で14万6,000円減額いたしました。2 項営業外収益の 1 目他会計補助金で16万8,000円減額し、2 目長期前受金戻入に2万2,000円追加いたしました。これにより収益的収入合計を9億7,980万9,000円といたしました。

次に、収益的収支の支出について申し上げます。1 款公共下水道事業費用で37万7,000円減額いたしました。1 項営業費用の 6 目業務費で33万9,000円減額いたしました。これは受益者負担金全額一括納付報奨金の確定に伴う減額でございます。7 目総係費で7万4,000円減額いたしました。これは4月の人事異動、給与改定及び市町村職員共済組合負担金の改定に伴う補正でございます。8 目減価償却費に61万2,000円追加いたしました。これは平成28年度取得資産の総合原価の確定に伴い、本年度の減価償却費が確定したため追加するものでございます。2 項営業外費用の 1 目支払利息及び企業債取扱諸費で57万6,000円減額いたしました。これは平成28年度企業債の借入利率の確定に伴う支払利息の補正でございます。

2 款農業集落排水事業費用に787万円追加いたしました。1 項営業費用の 2 目処理場費に789万円追加いたしました。これは不足が見込まれる電気料金を追加するほか南郷第3地区農業集落排水処理施設の機器が故障したため修繕費を追加するものでございます。5 目総係費に12万6,000円追加いたしました。これは給与改定及び市町村職員共済組合負担金の改定に伴う補正でございます。6 目減価償却費で4,000円減額し、7 目資産減耗費に23万3,000円追加いたしました。これは平成28年度取得財産の帳簿原価の確定に伴う減価償却費の確定及び処理場、機械設備等の今年度償却する固定資産が決定したことに伴い補正するものでございます。2 項営業外費用の 1 目支払利息及び企業債取扱諸費で37万5,000円減額いたしました。これは平成28年度企業債の借入利率の確定に伴う支払利息の補正でございます。これにより収益的支出合計を9億6,617万円といたしました。

次に、3 条予算第4 条の資本的収支の収入について申し上げます。1 款公共下水道事業資本的収入で552万9,000円減額いたしました。2 項負担金の 1 目公共下水道事業受益者負担金で551万7,000円減額いたしました。これは受益者負担金の賦課時期の変更となったため平成29年度賦課額が減少したことによるものでございます。平成28年度までは前年度の3月31日付で公共下水道が供用を開始された区域を当該年度賦課区域として報告し、賦課してまいりましたが、平成29年度からは前年度に公共下水道へ新たに接続した土地を当該年度賦課区域として報告し、賦課することに変更したことによるものでございます。4 項補助金の 2 目他会計補助金で1万2,000円減額いたしました。

2 款農業集落排水事業資本的収入で182万7,000円減額いたしました。2 項分担金の 1 目農業

集落排水事業分担金で182万7,000円減額いたしました。これにより資本的収入合計を11億922万7,000円といたしました。

次に、資本的収支の支出について申し上げます。1款公共下水道事業資本的支出で128万3,000円減額いたしました。1項建設改良費の3目建設諸費に24万8,000円追加いたしました。これは給与改定及び市町村職員共済組合負担金の改定に伴う補正でございます。2項企業債償還金の1目企業債償還金で153万8,000円減額いたしました。これは平成28年度企業債の年次償還額の確定に伴う元金償還金の補正でございます。

2款農業集落排水事業の資本的支出で4万5,000円減額いたしました。2項企業債償還金1目企業債償還金で4万5,000円減額いたしました。これは平成28年度企業債の年次償還額の確定に伴う元金償還金の補正でございます。これにより資本的支出合計を12億8,825万4,000円といたしております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を1億7,902万7,000円、補てん財源を平成27年度美里町公共下水道事業特別会計及び平成27年度美里町農業集落排水事業特別会計からの引継現金6,394万8,000円、繰越工事資金990万9,000円、過年度分損益勘定保留資金4,376万9,000円及び当年度分損益勘定保留資金6,140万1,000円に改めております。

次に、4条予算第5条に定めた債務負担行為につきましては、公共下水道管路施設維持管理業務委託料を初め7件について、それぞれ債務負担行為の期間及び限度額を追加するものでございます。

以上の補正に伴い第5条予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費、第6条予算第10条に定めた改定からの補助金について、あわせて補正しております。

以上、補正予算の概要となります。よろしくお願いたします。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次お願いたします。

総務課長（伊勢 聡君） それでは、議案書の160ページ、資料につきましては別冊で議案第48号資料でございます。

議案第48号美里町農村環境改善センター及び美里町下二郷コミュニティセンターの指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本町のコミュニティー活動の推進に当たりましては、町民の自主的な活動を通じて交流を促進し、人と人とのつながりを深めてコミュニティー意識の向上とコミュニティー活動の充実を図るため、地域の活動を拠点としての施設及びその活動支援が必要となります。このため、地域で活動する団体や地域の住民で構成する団体に施設の管理運営を委託してまいりました。こ

のたびの指定管理者候補者である公益社団法人美里町シルバー人材センターは、高年齢者の希望に応じた臨時的、短期的な就業や軽易な業務への就業機会の確保、業務を提供することにより高年齢者の生きがいの充実と活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として平成16年4月に旧南郷町において設立され、地域に密着した活動を行ってまいりました。平成18年の合併を経て美里町シルバー人材センターとして活動範囲を広げ、平成26年4月には事業活動を公益目的事業に限定し、より公益性、透明性を高めるため公益社団法人へ移行しております。

また、平成28年10月から美里町農村環境改善センターの施設管理業務を受託し、同センターが地域住民の活動拠点であることの意味を十分理解して業務を遂行しており、平成29年4月からは新たに下二郷コミュニティセンターの施設管理業務をあわせて行っております。経験や技能を備えたシルバー会員による設備の点検や修繕の実施による適切な管理状況にあり、施設利用者等との対応も誠実かつ堅実な業務遂行に努めておりますことから、この公益社団法人美里町シルバー人材センターを美里町農村環境改善センター及び下二郷コミュニティセンターの指定管理者として指定したいことから、地方自治法第244条第6項及び美里町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条第1項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものであります。

なお、平成29年9月27日に開催した美里町指定管理者候補者選定委員会において、美里町農村環境改善センター及び美里町下二郷コミュニティセンター指定管理者候補者の選考について諮問いたしました。本年11月9日に開催された2回目の委員会で、美里町農村環境改善センター及び美里町下二郷コミュニティセンターの指定管理者候補者として選定する旨の方針をいただきましたことを申し添えます。

詳細につきましては、本会議におきましてまちづくり推進課長から御説明申し上げます。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 次に、議案書161ページ、資料編につきましては73ページと74ページでございます。

議案第49号字の区域を新たに画することについて御説明申し上げます。

宮城県へ土地改良事業として青生地区の農地整備事業施行に伴い、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。新たに画する字名は青生字新三角、青生字新梵天、青生字新中ノ橋、青生字新一石塚、青生字新堀向であり、これらを字に統括される区

域はお届けいたしております議案書に記載のとおりでございます。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 次に、議案書174ページ、資料編につきましては75ページと76ページでございます。議案第50号町道の路線廃止について御説明申し上げます。

路線番号2066号健康福祉センター入口線について、路線の延伸に伴い終点を変更して新たに認定したいことから、町道の路線を廃止することについて道路法第10条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。幅員、延長などの詳細につきましては別紙の廃止調書のとおりでございます。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 続きまして、議案書176ページでございます。資料編につきましては77ページから79ページでございます。

議案第51号町道の路線認定について御説明申し上げます。

町民が利用している法定外道路を町道として認定したいので、路線番号1254号桜木住宅6号線外2路線について道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。路線番号2066号健康福祉センター入り口線につきましては、路線の延伸に伴い終点を変更して新たに認定するものであります。路線番号1254号桜木住宅6号線と路線番号5162号元局裏1号線につきましては、町民の生活に欠かせない路線を新たに認定するものであります。幅員、延長などの詳細につきましては別紙の認定調書のとおりでございます。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、全体を通して何かございましたら。

委員（橋本四郎君） 79ページの資料を見て、認定された路線の番号、ひとつはわかったんだけど、5162。もう1つどこでしょう。赤くするなら見えるけれど緑にしたから見えない。（「78ページにある」の声あり）ごめんごめん、はいはい、わかりました。（「2枚ある」の声あり）そうですね。はい、わかりました。

委員長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。

議案31号の2条中っていうやつ、基本的にどういう表記の仕方をすればいいんですか。括弧が上から下に広がっているっていうのもなんか違和感あるんだけども。

総務課長（伊勢 聡君） 議案書の標準的なつくり方に従いまして（「こういう形」の声あり）  
これまでもこのようにつくり方で。

委員長（大橋昭太郎君） そうですか、はい、わかりました。

ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

それでは、執行部の皆様、大変御苦勞さまでございました。（「どうもありがとうございました」の声あり）

暫時休憩します。

午前10時59分 休憩

---

午前11時05分 再開

委員長（大橋昭太郎君） 再開いたします。

続きまして一般質問の発言順序について、副委員長、よろしくお願ひいたします。

議会事務局長（吉田 泉君） ただいまより抽選のほうをさせていただきますので、受付順に抽選させていただきます。10番橋本四郎議員。1番です。8番我妻 薫議員。4番です。7番大橋昭太郎議員。2番です。2番福田淑子議員。3番です。発言順ですね。1番が10番橋本四郎議員、2番目が7番大橋昭太郎議員、3番目が2番福田淑子議員、4番目が8番我妻 薫議員になります。以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） それでは、次に会議の期間及び議事日程についてでございますが、この点について、一応次第は12から14日となっておりますが、議長その辺についてはいかがでしょうか。

議長（吉田眞悦君） 一般質問が初日で4人の方ですので、その日は一般質問ということで考えています。あと、議案等につきましては2日、13、14という形で行いたいと思っています。

委員長（大橋昭太郎君） それでは配られた予定表どおりということでよろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、そのように行っていただきたいと思ひます。

議会事務局長（吉田 泉君） では当日の3日間ですね、上程の関係なんですが、初日が今議長のほうから一般質問ということで、2日目が議案第31号から企業会計の前の議案第44号までとさせていただきます、3日目が企業会計、議案第45号から議案第51号の路線の認定まで。

その後、これから審議ということになるかと思いますが、議発になるかと思いますが。その後特別委員会の報告、その後に2つの常任委員会のほうから報告をいただくという流れになると、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長（大橋昭太郎君） 今、局長から説明あったとおりでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、そのように進めていただきたいと思ひます。

続きまして、陳情、要請等についてでございますが、「地域高規格道路石巻新庄道路の早期実現等に関する意見書」の提出を求める要望書ということで、前回の議会運営委員会の中でも議長のほうからちょっとあったと思ひますが、議長もう一度お願ひいたします。

議長（吉田眞悦君） それでは、今議運の委員長さんも申されたとおり、石巻・新庄間の高規格道路の早期実現に関する意見書ということで、これは前の11月会議の議運のときにも前振りということでお知らせをしております。それで、その件につきましては、皆様にも御案内のとおりでありますけれども、石巻・新庄間については行政関係も主体となって期成同盟会が行っているということで、その中で要望陳情等を、国会議員並びに各省庁の関係するところにもお願ひに行っているというのが、これまでの現状であります。それで、その石巻から山形県の新庄間の部分については、平成10年6月16日に候補路線ということで規定はされたんですが、なかなか20年近く経過しても計画路線という部分がまだなっていないということで、ずっと休止状態といひますか、なかなか地域の要望が国のほうでは実現、受け入れてくれなかったというのが今までであります。幸いにしてこの震災後の28年にやっと一歩階段を上っていただけたなというようなことで、石巻市内の分だけですけれども、この河南道路、通称河南道路と言っているところの調査の部分だけでもまず着手になったと。その予算だけはついたということで、その弾みを今後ずっと生かしていくために沿線石巻から山形県の新庄市までの各自治体、議会のほうでそれぞれ12月、議会は12月議会の中で国への意見書を出しましょうということで、その期成同盟会の中で取り上げられたということでありまして、やはり足並みそろえて沿線石巻から新庄までということで、うちのほうも当然それに該当している町でありますから、そういう形で、まだまだ息の長い活動になると思ひますけれども、1年でも早く着手をお願ひするような形でやるべきだというふうに思ひています。

あと、ちなみに前回お話ししましたけれども、石巻・酒田間というのも期成同盟会、当然あるわけで、それがどちらかという民間、商工会議所とかあとはうちのほうだと商工会の関係、農協さんもですけれども、その関係に追加してあと側面的に行政側、首長とかそういう人たち

がその中に入って審議をしている会の2つがあるんですけども、それで新庄・酒田間については山形のほうでかなり進んでいるんですね、向こうのほうは。終わったわけではないんですが、それで大変おくられているのがこちら側という、新庄・石巻という関係でありますので、ぜひともそんな横軸もですね、太平洋から日本海までということで横軸の整備を今後はやっていただきたいというのが趣旨でありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なおかつ、やはりうちのほうの関係からすれば、できれば今これから議論していただければ結構なんですけど、所管の委員会のほうで提出をお願いしていただけるといいんじゃないのかなというにも……。よろしくお願いいたします。

委員長（大橋昭太郎君） 橋本委員。

委員（橋本四郎君） これは上下2車線にするの。上りと下りで2車線。

議長（吉田眞悦君） 今の時点では、小牛田地域だともう幅広くとられているんですよ。ただ、ほかはね全然未整備のところはかなりあるので、とにかく最初は上下1車線で通すと、とにかく通してもらおうと。あと最終的には、そういうような片側2車線ずつという余地は確保している場所もあるようだけれども、だからそれまでにはかなりの、次にすると言ったほうがいいのかな。

委員（橋本四郎君） いや、ここでいうとね、北浦地区って反対運動したことがあるの、拡張のときに。それで反対やって、聞かずに自分たちが今度は道路狭くて困るというふうになって一番わかるのは、新江合川だね、あそこは大型が交換できないんです。（「橋ね」の声あり）だからそういうことの解消も当面していかなくちゃ大変だねと。だから、新江合橋、古川に行く。この橋だって最短で市内に抜けるけれども、今度は北浦に向かっているのがもう渋滞なんだ。だからそういう部分的な改善する方法もあるし、できればもう工事になるんなら、新江合川を歩道側にして、歩道を道につけて歩道の部分を広げると大型も行き違いができるという形になる。そういうことも考えながら進めないと、全てができるまでというのでは大変なことになるので。それが根本的には、北浦地区の方々が反対運動で値上げするから（聴取不能）やったのが、結果的にはこうなっている。

委員長（大橋昭太郎君） 橋本委員が言われた部分というのは国県等の関係の中で活動やっていただければというふうに感じるところでございますし、この陳情要望書に関しましては、所管のほうということで国県等のほうの委員長さん方が役員にもなっているということでもありますので、ここはぜひ提出者となって出していただければと思いますが、いかがでしょうか。（「委員長」の声あり）はい。

議長（吉田眞悦君） 結局、この12月会議については今決めていただきましたが3日間という日数の中でありますから、最終日ということにはなるんですが、とにかく今はまず皆さんだけの話だから、とにかく委員会のほうで1回御相談いただいて、初日にでもね、それでまとめていただければありがたいなというふうに思います。よろしく、あの我妻委員長さん初めとして総務の委員の方々、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（大橋昭太郎君） 我妻委員。

委員（我妻 薫君） 基本的にはこの案の内容、基本でいいんだよね。ということは、この記の位置ね。今橋本さんからもありましたが、特定のその箇所というよりもまず早期実現を図るという要望にして、その下の「また」からいくと調査検討の推進だね、今のような調査をしてくださいということ。そうすると「及び」の後、やはり具体的にまず当面というかそういう書き方になっているのかなと思ったのね。山形県境付近の、これは視距不良かな。ここは我々、最上に対して災害時避難、冬期間の安全安心の走行確保、これは我々からしてみればやはりそういう書き方、意味で書いているのかなと読み取ったんだけど、その前は調査検討なんだよね。具体的には県境のそういうところをまず解消してくださいよと。

議長（吉田眞悦君） 考え方なんです、例えば石巻のほうから次々とやっていくということについては、なかなか正直難しい。だから、まずはもちろんせつかく調査費がついた河南道路は河南道路としてね、ただあと涌谷も美里も小牛田分も、あと古川も部分的にこうなっているんですよ。だから、とにかくやるときには当然今言われたような懸念されている部分を先に着手して、次々ということには恐らくならんと思う。とにかく一番の狙いはせつかく調査費をつけてもらったから、それを1回で終わらないでずっと継続して欲しいというのが一番の狙いよ。

委員（我妻 薫君） 執行部のほうも委員会もね、土砂災害の避難訓練やっているわけですから、その中でやはり問題になっているのはこの冬期間でもその山を越えていければ、その小野田のほうは別な問題としても当面鳴子からの、あそこ部分的にはね、解消しているけども。

議長（吉田眞悦君） 鳴子が一部ね、解消はしているから。

委員（我妻 薫君） そういう意味で考えているのかなと。基本的にその文面中心で委員会に諮っていいということで。

議長（吉田眞悦君） はい。実はですね、この文面を作成したときは沿線の担当課の関係課長さんの皆さん、そういう人たちが何回か会合を重ねて皆さんでこういう案文をまずつくっても

らったという経緯がありますから。

委員（我妻 薫君） 関係自治体が基本的にはこの文面でということでもいいんですか。

議長（吉田眞悦君） ええ。

委員（我妻 薫君） じゃあ、常任委員会で。これ……

委員長（大橋昭太郎君） 見せていただいて初日にでも集まってもらうしかないんだっちゃん。

議長（吉田眞悦君） ぜひともお願いしたいと思います。

委員長（大橋昭太郎君） それではその他について何かございますか。事務局ですね、お願いいたします。

議会事務局長（吉田 泉君） では、例年ですと議員派遣ということで1月宮城県町村議会議長会主催の本来ですと議員講座というものがございます。今回はちょっと1月19日なものですから、こちらにつきましては議員派遣というわけにはいかないかと思っておりますので、そのようにさせていただきたいと思っております。

あと、今の議員発議もそうですが、初日及び2日目以降になるかと思っておりますが、特別委員会の報告書と2つの常任委員会の報告書、あとは議会だよりも委員派遣の報告書がございます。あと本日追加ということで行政報告の関係ということになるかと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） それでは、本日の会議は以上とさせていただきますが、よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、副委員長よろしく申し上げます。

副委員長（藤田洋一君） 大変、お集まりいただいた皆さん方の御協力によりまして、この会議も最後の会議でございますけれども、スムーズに審議が進んで終わりました。予定どおり12月には、忘年会がありますので、そのときにはまず早く終わるようにして、早く終わって行けることをお願いして最後の議事を終えたいと思っております。

大変御苦労さまでございました。

上記会議の経過は、事務局次長兼議事調査係長高橋美樹が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成29年12月7日

委員長